

建築物省エネ法における計画変更の必要のない軽微な変更について

ルート	変更の種類	軽微な変更とみなす基準
A	省エネ性能が向上する変更	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さ又は外周長の減少 ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ・空調負荷の軽減となる外皮性能の変更 ・設備機器の効率向上・損失低下となる変更 ・設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更 ・エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
B	一定範囲以内の省エネ性能が低下する変更	<ul style="list-style-type: none"> ・空気調和設備 次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当する変更 (い)外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加、かつ、窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加 (ろ)熱源機器の平均効率について、10%を超えない低下
	計画変更前の省エネ性能が基準値より1割以上高い建築物について、変更後の各設備のエネルギー消費性能の低下が1割以内に収まるものとして右欄に該当する変更	<ul style="list-style-type: none"> ・機械換気設備 評価対象となる室用途毎に、次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当する変更 (い)送風機の電動機出力について10%を超えない増加 (ろ)計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」、「厨房」である場合のみ)
	右欄以外の事項については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備評価 対象となる室用途毎に、次の(い)に該当する変更 (い)単位面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
		<ul style="list-style-type: none"> ・給湯設備評価 対象となる湯の使用用途毎に、次の(い)に該当する変更 (い)給湯機器の平均効率について10%を超えない低下
		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 次の(い)又は(ろ)のいずれかに該当する変更 (い)太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少 (ろ)パネルの方位角について30度を超えない変更、かつ、傾斜角について10度を超えない変更
C	再計算によって基準適合が明らかな変更	